

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 5 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K02574

研究課題名（和文）革新学校が実現する学校組織の民主化—韓国教育革新運動に着目して—

研究課題名（英文）Democratization of school organization realized by innovation schools :focusing on Korea's innovation movement in education

研究代表者

出羽 孝行（DEWA, TAKAYUKI）

龍谷大学・文学部・教授

研究者番号：20454530

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：韓国における学校教育の民主化の方策の一つとして実践されてきた革新学校の成立経緯を整理すると共に、革新学校の特徴である教員による専門的学習共同体の活動や生徒による自律的な活動について調査を行ってきた。革新学校は韓国における教育運動の成果が結実したものであり、教育運動を行ってきた教師らによって特徴的な教育が実施されてきた。京畿道から始まった革新学校は全国に広がりを見せ、生徒自治活動も活性化していることが判明している。しかし、革新学校が普遍化するに従い、当初の理念には変化が見られ、安定性、継続性といった面で曲がり角を迎えている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では新学習指導要領で探究学習が導入され、個別最適化学習など、従来の学力観が転換しつつある。従来の一斉講義型の授業形式から、児童生徒が主体的に自ら設定した目標を探究する学びが学校教育の主流になるとされる。韓国の革新学校でも生徒や教師が主体的に学びながら、仲間同士が共に変化する姿勢が重視されている。しかし、こうした学習観の転換は単に教える形式や内容を変化させるだけではなく、学校構成員の関係性をより水平的なものにし、互いの人権を尊重し合える風土の中で実現されるものと考えられる。韓国の革新学校の実態を明らかにすることにより、今後の日本の学校教育の進むべき方向性についての示唆を得ることができる。

研究成果の概要（英文）：One of the strategies for democratizing school education in South Korea has been the establishment of innovative schools. Through organizing the development process of these innovative schools, their characteristics, such as the activities of professional learning communities by teachers and autonomous activities by students, have been investigated. These schools represent the fruition of educational movements in South Korea, where distinct educational practices have been implemented by teachers who have been involved in educational movements. Originating from Gyeonggi Province, the innovative school movement has spread nationwide, and it has been found that student self-governance activities have also been revitalized. However, as innovative schools become more universal, changes in the initial ideals are observed, and they are facing a turning point in terms of stability and continuity.

研究分野：比較教育学

キーワード：革新学校 学校民主化 専門的学習共同体 生徒自治活動 教育運動 児童生徒人権

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は2013年頃から韓国における児童生徒人権条例の制定過程や制定後の教師の認識に関する研究を行ってきた。2009年に京畿道教育監選挙において当選した金相坤は公約であった児童生徒人権条例の制定をはじめ、無償給食、革新学校の創設を実行に移すが、この3つの政策はその後、他の広域自治体にまで普及していく。これらの政策は当初、「進歩派」の政策として導入がめざされたものであるが、その後、政治的立場を越えて教育現場に広がっている(但し、このうち児童生徒人権条例についてはソウルなどでは「廃止」が市議会で決定するなど、この間の政治勢力の変化により、「後退」が見られる)。

こうした政策を推し進める教育監は「進歩教育監」と言われるが、進歩教育監を誕生させたのは1980年代から教育民主化運動を担ってきた教師たちであったと言える。従来の韓国の学校では保守派団体である韓国教育団体総連合会(略して教総)に加入する校長や教頭といった管理職が一般教師を従わせるといった上意下達式の権力関係が存在したと言われ、また教師と生徒との関係においても上下の権力関係があったとされる。こうした学校内の権力関係を見直すとともに、入試中心の教育体系を克服しようと多くの教師らが運動を行ってきた。つまり、児童生徒人権条例の制定や革新学校の創設と普及は1980年代から続く、教師らによる教育運動の成果といえる。本科研は、こうした教師らによる教育運動に着目し、その成果の一つである革新学校に着目し、革新学校における教師や生徒らの実態を明らかにしようとした。

2. 研究の目的

本研究は韓国における革新学校がいかに民主的で自律的な学校組織を実現し、学校文化を変えるのに貢献してきたのかを明らかにする。そのために、学校民主化が進んだ革新学校ほど児童生徒の主体的な学びが展開されているとの前提の下、革新学校の核心である学校民主化の構成要素を抽出し、それを伸張させるための方策を探究することを試みる。これまでの先行研究や、研究代表者による革新学校教師を対象としたインタビューでも学校民主化こそが革新学校の核心であることが確認されている。本研究を行うことによって、子ども達の主体的な学びを支援する学校を創造するためには教育行政、学校組織をどのように変革することが必要かを実証的に示すことになり、この点に本研究の独自性がある。

学校民主化には学校構成員間の関係性の変化が必要とされる。特に重要なのは、校長をはじめとする教師集団間の関係性や、教師と生徒との関係性である。まず、革新学校ではこれらをどのようにして変容させてきたのかを考察する。そのために学校民主化の進捗状況と児童生徒の主体的な学びの実現状況との関係について注目する。

韓国の学校のこれまでの特徴の一つは、校長が教職員の中で絶大的な権力を有していることが挙げられる。また、研究代表者が革新学校の教員から聞いたところでも革新学校のすべての教員が児童生徒の人権に親和的な態度を有しているわけではないという。学校民主化は構成員の持続的な努力や向上心がなければ達成できないのであり、特に公立学校のように構成員の変化が頻繁に起こる組織では革新学校の理念を絶えず追究していく必要がある。従って、教師に着目して革新学校の実態を明らかにすることは重要であると考えた。

3. 研究の方法

本科研ではまず、革新学校が誕生するまでの教師らによる教育運動を整理し、革新学校のモデルとされる学校の実践をより詳細に調査することとしていた。次に、革新学校における学校民主化の取り組みと現状について明らかにし、最終的には革新学校の教師の力量を高めるための教員研修の意義について探ることとした。

このために、文献整理を行うと共に、革新学校で勤務する教師や保護者、生徒へのインタビューを行うことを予定していた。しかし、2020年度より新型コロナウイルス拡大に伴い、現地調査を行うことがしばらくできなかった。2022年度夏以降、革新学校で勤務している(していた)教員らへのインタビュー調査を実施して行く中で革新学校の実践を確認することができた。また、先行研究や革新学校での実践記録からも先進的な実践を行う革新学校の実態について知ることができた。ただ、新型コロナウイルス拡大によって保護者へのインタビューを行えないなど、研究計画を当初の予定通りに進めることができなかったため、研究方法にも変更が生じた。但し、革新学校での教師に対するインタビューや生徒への聞き取りなどは行うことができたので、これらの方法を基本として本研究の目的を達成しようとした。

4. 研究成果

(1) 韓国における教育革新の流れ

韓国では1989年に結成された教師の労働組合である全国教職員組合(略して全教組)が学校民主化など、教育の民主化に果たした役割が大きいとされる。全教組は「真の教育」を合い言葉にこれまで慣習的に行われてきた保護者らによる教師に対する「寸志」を批判するなど、学校民主化運動を行い、同時に従来からの国家主導的な公教育体系を批判し、教師の自律性を主張してきた。

運動当時、一般市民の支持も得てきたとされ、合法化される前の全教組の運動では多くの教師が免職処分を受けながらも、学校民主化、教育民主化に多くの影響を与えてきた。

権威主義体制が長く続いた韓国では教職員組合は認められなかったが、結成から10年を経た1999年に全教組は合法化された。しかし、教師らによる教育民主化（学校民主化）運動は上記のように合法化以前から続けられ、既存の公教育とは異なるオルタナティブスクールを作ろうとする代案教育運動や、2000年代初めに起こった「小さな学校を生かす運動」は教育民主化運動の象徴である。小さな学校を生かす運動は児童数の減少で廃校直前の南漢山初等学校を教師、住民、保護者らが協力し合って再生した運動であり、革新学校運動の端緒になった。その後、2009年に導入された校長公募制によって教育民主化運動の精神を持った校長が登場するに至り、同年に京畿道で行われた教育監選挙で進歩派の金相坤が教育監に当選し、革新学校運動が地方教育行政の政策になり、京畿道を皮切りに全国に革新学校が拡散していくことになる。

こうした代案教育運動や革新学校運動に繋がる小さな学校を生かす運動は、保護者、地域住民、教師らが協力し合った運動であるが、運動の主体である教師らは同時に保護者として、地域住民としても運動にかかわってきたという特徴がある。チョン・ジンファ（2016：90）はこれを「主体の重複」と表現しており、教師らは授業革新のためのサークルでも活動し、自身が地域住民であると同時に保護者、教師としても運動を推進してきた。金相坤が京畿道教育監に当選してから京畿道で革新学校が政策として実施される中で、教育民主化運動を担った教師らは教育庁に入り、政策立案、政策実行の役割を担うことになった。つまり、革新学校は国家主義的教育体制と、それを反映した学校内の体制を民主的なものに変え、教師の自律性を尊重した上で生徒の学び喜びや学びの意味を実現するための教育運動が政策として実現されるようになった、下からの教育改革運動である。

革新学校の定義は地域毎に様々であるが、京畿道では「民主的学校運営体制を基盤に倫理的生活共同体と専門的学習共同体を形成し、創意的教育課程を運営して学生が生みの力量を育てるようになる学校」（京畿道教育庁〔学校政策課〕2017：2）とされる。今や全国に革新学校は拡散しているが、2022年に実施された統一地方選挙において全国の教育監選挙では保守候補が多く当選したため、革新学校政策自体も「見直し」が進められることが予想される。これは教育運動から始まった政策であるが故の展開でもある。革新学校を取り巻く今後の展開は純粋に教育問題ではなく、韓国社会の政治のパワーバランスをめぐる問題でもあり、政治勢力との関係で変化することが予想される。

（2）革新学校における教育の実態について

革新学校は当初、経済状況や生活状況が厳しい地域に存在する学校を中心に指定され、多くの予算が指定された学校に投入されると共に、教師が授業に集中できるように行政作業を担う職員を投入したり、一クラスの児童生徒数を25名にするなど、教育環境の改善が積極的に進められた。革新学校の指定を受けるには京畿道の場合、学校運営委員会において教師や保護者などの賛成を得る必要があり、そうした手続きの下、革新学校の申請を行った後に一定の手続きを経て革新学校の指定を受けることになる。その後4年毎に評価が行われ、優秀とされた学校は模範革新学校の指定を受ける。つまり、革新学校の申請は教師らを中心とした同意が重要になる。革新学校の特徴は、従来の教科書中心の一斉講義形式を克服して教師らが構成したカリキュラムに基づいて生徒の興味・関心を活かした授業を行うことや、教師らの自律性や同僚性の尊重、そして生徒の自律性の尊重にあると言える。

革新学校の代表として取り上げられることの多い京畿道にある高校での教育実践について、同校の教師が作成した資料を基にみたところ、教科外活動である「創意的体験活動」において進路インターンシップや読書討論活動、人権アカデミーなど、様々な活動が行われていることが確認できた。例えば、グループの生徒が企画、日程の調整、決算までを自分達で行う2泊3日の旅行（統合紀行）を行ったり、農村での奉仕活動などの行事が実施されていた。こうした活動は全体の中で一部にしか過ぎないが、別の学校の教師の話によれば、学校の中で教師らは専門的学習共同体を構成し、その中で議論を行った上で様々な教育プログラムを作り出すという、教育課程再構成を行っていた。革新学校は2009年に京畿道で始められた当初は先進的な活動がなされ、全国に注目される学校も存在したが、2020年頃には京畿道の約3割の学校が革新学校の指定を受けるとなり、当初の革新学校の精神が存在しない「名ばかり革新学校」が存在することも言われてきた。革新学校での実践が深くなされてきた学校から革新学校に指定されたばかりの学校に赴任してきた教師の話によれば、当初、専門的学習共同体での活動は形式的なものであったが、自身が教師らを説得しながら次第に内実性のある専門的学習共同体が形成されてきたという。金龍（2022）が指摘するように、革新学校政策自体が曖昧な部分を包含していたために、革新学校が増加するに従って学校毎の偏差が大きくなってきたことは事実であるように思われる。

（3）革新学校における生徒自治について

生徒にとって学校の自治活動に参加することで学校教育に対して肯定的な評価を持つことに繋がるという。また、生徒の自治が認められた学校で生活を送ることによって生徒自身の自律性が身につくとの研究も存在している。革新学校は上で見たように民主的な学校文化の実現を目

指しており、革新学校において生徒の自治が成立しているということは、革新学校の精神が具現化されているということにもなる。そこで京畿道内のいくつかの革新学校に指定されている高校の生徒自治を担当する教師に生徒自治会の状況を尋ねることで、革新学校における生徒の自律性の尊重の教育の実態を探った。

その結果、まず革新学校は他の一般学校よりも生徒自治を促進するだけの条件が存在することが明らかとなった。革新学校は現実の問題は別としても教師自身が自分達の自発性、自律性が重視されていることや、教師らが協力して仕事をする精神が重視されており、民主的な学校文化を実現することが求められているため、他の学校よりも生徒が行う活動に許容的との雰囲気がある。そのため、生徒の自律性や自治の重要性について考える教師が自ずと多くなるため、そうした文化の中で生徒の自治活動も活性化しやすいという。実際に生徒自治活動を通じて成長したと教師が認識する生徒もいるといわれる。実は生徒の自治活動を通じて教師自身も影響を受け、教師という立場を越えてものを考えられるという意見もあった。このことから、児童生徒人権条例の精神にも革新学校は適的であることがわかる。

実際に自治会を担当する教師からは、教師らが自治を行えない学校で生徒の自治が活性化されることはないし、教師が生徒とどのように向き合っているかによって生徒自身の自発性や能動性の度合いが異なってくるとの意見があった。実際のところ、革新学校かどうかにかわりなく生徒の自治的な活動は教育活動として推奨されるべきところであるが、学校組織が民主的に構成され、教師自身が自由な精神で同僚と議論できる文化であってこそ、生徒自治が活性化されることを考えると、革新学校こそ生徒自治が発展する余地が大きいだろう。

ただ、金龍(2022)は「学校自治」と「生徒自治」の違いについて触れ、生徒自治は学校生活の問題に限定的に生徒がかかわることを示しているとしている。つまり、革新学校で重視されている生徒や保護者の学校参加は学校の運営に関わることが保障されたものではなく、学校における教育課程といった核心的な部分への関与は教師らに占有されているとの指摘である。民主的な学校文化を醸成するというのなら、教師のみならず、保護者や生徒といった教育の主体らも学校の方針に関わることができるはずであり、またそれが志向されるはずであるが、現時点で言われる生徒自治は少なく生徒にかかわる部分だけの自治ということであろう。そうした限界はあるものの、革新学校の生徒自治活動は一般学校よりも発展性があるとは言える。

なお、生徒自治の教育課程での位置付けは非教科活動であり、「創意的体験活動」に含まれる。韓国では大学入試の方法として、日本で言うところの総合選抜にあたる割合(募集定員全体での割合)が高く、創意的体験活動で積極的に活動することは上級学校進学の際にもプラスに働くと考えられている。このこと自体は様々な解釈が可能なものの、革新学校での活動が上級学校進学時に不利とは言えないだろうことは指摘できる。

(4) 革新学校の課題

2022年の統一地方選挙における全国の教育監選挙において、進歩教育監が減少し、京畿道においても保守的な人物が教育監に当選したことにより、革新学校政策をはじめ進歩教育監が推進してきた政策の「見直し」に繋がっていった。上で見たように、革新学校が増加するに従って「革新学校らしくない」、当初の革新学校の精神を受け継いでいない学校が生じている。革新学校は大学入試に不利であるとの言説も存在し、それが革新学校に対する一部保護者の反発を呼んでいる。そもそも既存の入試競争中心の学校教育体系を批判して生まれた学校であり、従来の入試中心主義的な学力を育成することを中心には考えられていないのは当然のことである。代わりに、革新学校は日本でいうところの総合選抜的要素を持つ入試制度では一定の優位性があるとされている(元々革新学校に指定されている高校は初等学校や中学校に比べて少ない)。また、革新学校は決して一般学校に比べて学力面で不利ではないとの研究も出されている。ここからわかることは、保護者や生徒の立場からすれば、大学進学に有利な学校こそが支持を得られることになる。実際に革新学校運動に関わってきた教師は、革新学校での授業においても依然として授業に関心を持たない生徒はいるが、そうした生徒の存在を無視してよいのか苦悩しているとのことであった。つまり、革新学校といえどもすべての生徒が学ぶ喜びを感じられているわけではなく、取りこぼされる生徒は依然として存在しているということである。

また、別の問題として研究代表者がある革新学校(高校)で生徒を対象にインタビューを行い、現在の学校を選択した理由を尋ねたところ、ほとんどの生徒は「家から近い学校だった」ことを理由に挙げており、革新学校だから選択したという意見は一つもなかった。それどころか、自身が通っている学校が革新学校であることを認識していなかった例も存在した。すべての革新学校が該当することではないだろうが、2022年の教育監選挙で保守的教育監に交代した地域を中心に革新学校政策に変更が加えられている。例えば、進歩教育監から新たに京畿道教育監に就任した保守派のイム・テヒは、今後は新たに革新学校を指定しないと、この政策の変更が行われない限り、革新学校の名称の学校は京畿道からなくなることが予想される。近年の革新学校の「弱化」については、当初は運動を率いてきた教師らが、革新学校が政策化されることで教育庁

に入って政策を進める側となり、結果として「上から」革新学校を進めることになって現場教師の反発を招いたと話す教師もいることから、運動が政策化した後に安定的、中長期的に革新学校を維持することの難しさが存在していることがわかる。

(5) おわりに

本科学研究は革新学校に着目し、教師を中心とした革新学校の構成員にインタビューを行いながらその実態を明らかにすることを主眼としてきた。ただ、本成果報告書でも触れたように、新型コロナウイルス拡大に伴い海外での調査は不可能な状態が数年続き、その回復には一定の時間がかかったことなどもあったため、予定通りに進められないところはあった。しかし、研究を進めるに従って革新学校の問題点が見えてきたことも多く、また教育行政の長である教育監の交代といった出来事も研究期間中に生じた。そうした中で、革新学校の課題も、一定程度深く考察することができた。

<参考文献>

金龍(2022)「政策としての革新学校 革新学校政策の分析と課題」『教育批評』第50号
チョン・ジンファ(2016)『教師、学校を変える』サルリムト

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 出羽孝行	4. 巻 23
2. 論文標題 韓国の中高における創意的体験活動の現状と課題 現場教師の視点から	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 龍谷大学教育学会紀要	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 出羽孝行	4. 巻 55
2. 論文標題 異文化間教育実践における社会の共創－葛藤を抱えつつ－	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 異文化間教育	6. 最初と最後の頁 1-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 出羽孝行	4. 巻 61
2. 論文標題 戦後日本の教育実践から眺めてみた韓国の革新的教育実践（韓国語）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 今日の教育	6. 最初と最後の頁 204-217
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 出羽孝行	4. 巻 489
2. 論文標題 韓国における国際教育交流支援策－日韓の学校間交流を中心に－	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 龍谷大学論集	6. 最初と最後の頁 54-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 出羽孝行
2. 発表標題 日本の高大連携と単位制高校
3. 学会等名 韓国教育開発院 第二次初・中等教育研究本部コロキユアル 円滑な高大接続と高校教育力向上のための教育政策比較研究
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 出羽孝行
2. 発表標題 革新学校における民主的学校文化構築の試み 生徒自治活動と教師に着目して
3. 学会等名 現代韓国朝鮮学会第23回研究大会自由論題B
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 出羽孝行
2. 発表標題 革新学校からみる公正性ー地方教育自治からみる教育実践ー
3. 学会等名 日本比較教育学会第58回大会ラウンドテーブル「韓国教育の公正性について考える」
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 出羽孝行
2. 発表標題 総合的探究の時間の運営と課題ー日本の「総合的探究の時間」の意義と可能性ー
3. 学会等名 第143次韓国日本教育学会年次学術大会 2部テーマ「日本の「総合的な探究の時間」の意義と可能性」発表3（国際学会）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	金 聖天 (KIM Seongcheon)		
研究協力者	史 美景 (SA Migyeong)		
研究協力者	金 聯珠 (KIM Yeonjoo)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------